



## 1. エネルギー価格手当

2022年税負担軽減法の一環として、全ての被雇用者に対して一回限り、一律300ユーロが支給されます。受給対象となるのは、事業所得、農林事業所得や給与所得のある無制限の納税義務者となっています。年金や金融所得もしくは賃貸からの所得のみがある無制限の納税者の場合は、対象外となります。

2022年9月1日時点で雇用契約があり、課税クラス1~5を有する従業員は、基本的に2022年9月の給与において雇用主を通じてエネルギー価格手当が支給されます。一方、雇用主側は、9月12日に納付予定の8月の賃金税にてエネルギー価格手当支給分が相殺される仕組みとなっています。

この手当はいわゆるミニジョブ従業員も対象となりますが、その場合、雇用主から「第一の雇用主」であることを示す確認書を作成してもらう必要があります。

それ以外の納税義務者については、2022年の所得税申告の査定の際にエネルギー価格手当が考慮され、追徴の場合には手当分の金額が減額、また還付の場合には手当分が上乗せされて計算されます。予定納税が発生している場合には、2022年9月10日の支払いにおいて最大0ユーロまで手当分の減額が行われます。

被雇用者に対して支給されるエネルギー価格手当は、一律課税が行われるミニジョブ従業員を除き、2022年9月分の課税所得として取り扱われますが、社会保険料は免除となります。事業者や自営業者については、エネルギー価格手当は課税対象となる所得税法第22条第3番で言うところの「その他の所得」として取り扱われます。

なお、本件については7月27日にE m a i lにてお送りした号外ニュースレターにて詳細をご案内しておりますので、是非そちらも併せてご参照ください。

## 2. 連邦憲法裁判所への議案：源泉税の違法性について

個人の金融所得には、個別に算出される所得税税率ではなく一律25%の税金が課されており、課税は銀行や金融機関などの「源泉」で行われ、税金が徴収されます。つまり金融所得については基本的に所得税確定申告を行う必要がなく、源泉徴収の時点で最終的な税負担が発生します。

この度、ニーダーザクセン州財政裁判所は2022年3月18日の判決で、源泉徴収税は「すべての所得は個人の能力に応じて同様かつ平等に課税される」という憲法上の原則に反しており、そのため違憲であるという見解を示しました。裁判所は、最大25%の特別税率しか課されない私的な金融所得しか得ていない納税者と、自身の所得に対して45%までの個人税率が課せられる他の納税者との取り扱いが不平等であるとしてこの見解を支持しています。この件については今後、連邦憲法裁判所の判断が注目されるところです。

### 3. 社内イベント：一律課税と参加者グループ

社内イベントで雇用者が負担する費用についても賃金税の対象となります。これには食事や飲み物だけでなく、例えば公演やレンタルルームに支払う費用、入場券や旅費なども含まれます。

この費用に関しては、一回の社内イベントにつき参加する従業員一人当たり110ユーロまでの非課税枠が設けられており、年間二回まで適用することが可能です。もし費用がこの非課税枠を超えた場合は、FRINGE BENEFITとしてみなされ賃金税の対象となり、25%の一律課税が行われます。

非課税枠を適用するには、その社内イベントが会社もしくは会社の一部の全ての従業員が参加可能である必要があります。部署でのイベントや、年金受給者の会合、また記念日の祝賀会なども、そのグループのメンバー全員が参加できるのであれば認められることもあります。

一方で、役員や管理職など限られた参加者のみを対象としたイベントの場合、非課税枠を適用することはできません。

ケルン州財政裁判所は2022年1月27日の判決において、上記のような理由で非課税枠が考慮されなかった場合は、そもそも非課税枠の対象となるイベントが行われたことにはならないとして、25%の一律課税も適用不可能であるとの判断を示しています。これに関する連邦財政裁判所からの最終判断はまだ下されていないため、財政裁判所は控訴を認めました。今後の連邦財政裁判所からの判断が待たれるところです。

イベントが全ての従業員に対して開かれたものの、実際には参加しない従業員がいた場合においては、税務当局や判例は、社内イベントの費用は実際の参加者のみに帰属するとの見解を示しています。それに基づき、結果として課税対象となるFRINGE BENEFITの額が増えることとなります。この規則についても憲法異議の申し立てが行われており、この件についても連邦裁判所の判断が待たれています。

### 4. 完全利息に関する新しい法律

所得税、法人税、事業税および売上税の査定に関連する追徴および還付については、租税通則法第233a条に定められた、いわゆる「完全利息」が適用されていました。この完全利息では、査定期間終了から15か月間の猶予期間後に利息計算が始まり、これまでは月ごとに0.5%の法定利息、つまり年間最大で6%の利息が課されていました。

連邦憲法裁判所は低金利の継続を鑑み、追徴および還付に対する利息率を2021年7月8日に違憲と判断したため、立法府は2019年1月1日まで遡及してこの利息率を月0.15%まで引き下げました。さらに利息率の適切化については今後少なくとも2年ごとに、遅くとも2024年1月1日から見直しが行われることになっています。

所得税・法人税・事業税および売上税の追徴および還付金に対する利息が決定されている、または既に決定された場合には、2019年1月1日からの利息期間に対して金利の引き下げが適用され、それ以前の利息期間については従来の利息率が適用されます。

なお延滞利息・停止利息・訴訟利息、また脱税に対しての利息にも同じく月0.5%（年間6%）の利息率が課されていますが、連邦憲法裁判所は上記の税査定における完全利息についてのみ違憲の判断を下したため、これらに対しては従来の税率が引き続き適用されます。

## 5. 不動産取得税率

ドイツでは連邦州ごとに異なる不動産取得税率を定めており、現在の税率は以下の通りです。

連邦州	不動産取得税率
バーデン＝ヴュルテンベルク州	5.0%
バイエルン州	3.5%
ベルリン	6.0%
ブランデンブルク州	6.5%
ブレーメン	5.0%
ハンブルク	4.5%
ヘッセン州	6.0%
メクレンブルク＝フォアポンメルン州	6.0%
ニーダーザクセン州	5.0%
ノルトライン＝ヴェストファーレン州	6.5%
ラインラント＝プファルツ州	5.0%
ザールラント州	6.5%
ザクセン州	3.5%
ザクセン＝アンハルト州	5.0%
シュレーズヴィヒ＝ホルシュタイン州	6.5%
テューリンゲン州	6.5%

不動産取得税は通常、土地・建物・マンションの購入の際に課せられ、不動産の購入価格（もしくは対価）に基づいて算出されます。

## 6. 現金主義会計での年度末における定期経費の取り扱いについて

現金主義会計での利益計算を行う納税者や、被雇用者、賃貸もしくは金融所得者、またはその他の所得を得ている納税者の場合、その収入と経費は税務上、受領もしくは支払が実施された暦年で考慮されます（所得税法第11条参照）。

経費についても同様で、送金の場合、銀行が振込申請書を受け取った日もしくはオンラインで振込手続きを行った日が支払日とみなされます。デビットカードやクレジットカードを使用した場合には、サインを行った日もしくは暗証番号を入力した日が支払日となります。

自動引き落としによる税金の支払いについては、計上日に関わらず、その手続きが行われた時点で引き落とし日が支払日と見なされます。

ただしローンの利息や家賃、保険料などの継続的に発生する経費については、暦年の終了前もしくは終了後の「短期間」に行われたものであれば特例が適用されます。この「短期間」とは具体的には年度末前後のそれぞれ10日間を指し、12月22日から1月10日までの期間となります。この期間に支払が行われた継続的な経費については、その経費が経済上発生した暦年に計上することが可能です。

例：

- a) 2022年度の1月分の家賃について、2021年12月30日にすでに振込手続きを行った
- b) 2021年12月31日が支払期日のローン利息が、2022年1月7日に引き落とされた

どちらの例でも10日以内に支払が行われているため、これらの費用はその経費が経済上発生した暦年、つまりa)の場合は2022年の費用、b)の場合は2021年の費用として計上される。

貸借対照表を作成しない企業の場合、売上税予定納税も原則継続的に発生する費用となります。2022年2月16日の最新の判決で、連邦財政裁判所は売上税予定納税についても10日間ルールが適用されることを明確にしました。

支払日の決定については法定期限（事前申告期間終了後の10日間）にのみ基づいており、週末を理由とした期限の延長は不可能であることに留意する必要があります。口座からの自動引き落としによる支払いについては、売上税事前申告を期限通りに行っていれば、法定期限内に行われたものと見なされます。

例：

2021年12月分の売上税予定納税について、期限内の2022年1月8日に申告を行い、引き落とし予定日が2022年1月10日となった。

仮にこの1月10日が日曜日の場合、引き落としは次の営業日である1月11日に延期されるが、その場合10日間ルール適用外となる。

週末規則を理由とした支払い期日の延期は10日間ルールには影響せず、あくまでも110日までの支払にのみ10日間ルールが適用される。

1月10日までに予定納税が支払われた場合には、その費用は2021年分に帰属するものとして計上される。



ご質問等ございましたら、下記のJapanese Deskに御相談下さい。  
この情報によって生じたあらゆる損害に対していかなる責任も負いません。  
又、当ニュースレターの情報は個別のご相談に代わるものではありません。

Wedding & Partner Steuerberatungsgesellschaft mbH  
Börsenstraße 15, 60313 Frankfurt am Main  
Telefon: (069) 297031-0, Fax: (069) 29703130  
E-Mail: japanesedesk@wedding-partner.de www.wedding-partner.de